



今回は介護保険についてのお話です。

・改めて・・・介護保険制度ってなんだろう？

皆様がお住まいの市町村が制度を運営しています。私たちは40歳になると、被保険者として介護保険に加入します。65歳以上の方は、市区町村が実施する要介護認定において介護が必要と認定された場合、いつでもサービスを受けることができます。また、40歳から64歳までの人は、介護保険の対象となる特定疾病により介護が必要と認定された場合は、介護サービスを受けることができます。また40歳以上の方は介護保険料を毎月支払うこととなっており、この保険料は介護保険サービスを運営するための必要な財源となっています。

・介護保険サービスは誰が利用できるの？



介護保険サービスを利用できる人は次の通りです。

① 65歳以上の人（第1号被保険者といいます）

寝たきりや認知症などにより、介護を必要とする状態（要介護状態）になったり、家事や身じたく等、日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）になった場合。

② 40歳～64歳までの人（第2号被保険者といいます）

初老期の認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる病気（※特定疾病）により、要介護状態や要支援状態になった場合。

※特定疾病ってどんな病気のことをいうの？

以下の16疾病が対象となります。

癌末期	関節リウマチ	筋萎縮性側索硬化症
後縦靭帯骨化症	骨折を伴う骨粗鬆症	初老期における認知症
多系統萎縮症	脊髄小脳変性症	脊柱管狭窄症
両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症	進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病	糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
脳血管疾患	閉塞性動脈硬化症	慢性閉塞性肺疾患
早老症		

・介護保険サービスを利用するにはどうしたらいいの？

介護サービスを利用するには、「要支援・要介護認定」を受ける必要があります。そのためには「申請」が必要です。介護サービスを利用したいときには、市役所の介護・高齢福祉課か中部地区を除く各地区市民センターにある申請書に必要事項を記入し提出します。

申請できるのは本人または家族ですが、居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）や介護保険施設、地域包括支援センターや在宅介護支援センターなどが代行することもできます。

※申請には介護保険被保険者証、本人の印鑑、申請者の印鑑健康保険被保険者証（40歳～64歳の特定疾病にかかっている人）が必要です。